

二次性骨折予防継続管理料について

当院は厚生労働省の定める施設基準に適合し、
二次性骨折予防継続管理料の届出を行っています。

脆弱性骨折を生じた患者さんに対し、骨粗鬆症の評価及び治療を継続的に実施するとともに、多職種医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士等が連携し、再骨折予防に取り組んでいます。

骨粗鬆症治療の継続支援、服薬指導、栄養指導、運動指導等を通じて、患者さんの健康維持及び生活の質の向上に努めています。